

富山県立大学奨励研究費取扱要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県立大学（以下「本学」という。）における奨励研究費（以下「研究費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究費は、若手の教員の基礎的及び萌芽的研究を奨励するとともに、地域資源の活用、地域産業や地域文化の振興など、富山県を中心とした地域的課題を解決するための研究を奨励することを目的とする。

(対象研究等)

第 3 条 対象となる研究（以下「対象研究」という。）は、当該年度 4 月 1 日現在において 4 5 歳以下の本学の准教授、講師、助教（特定助教は除く。）又は助手が行う研究とする。ただし、看護学部に限り、年齢は制限しない。

(限度額)

第 4 条 研究費限度額は、1 件につき 1, 0 0 0 千円以内とする。

(申込み手続き)

第 5 条 研究費の交付を受けようとする者は、特別研究費計画書（以下「計画書」という。）（様式 1）を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

2 交付申請を認める件数は、1 人あたり 1 件とする。

(決定)

第 6 条 前項の規定により計画書の提出があったときは、学長は教育研究審議会の審議を経て、予算の範囲内で採否及び配分額を決定する。

(研究内容の変更等)

第 7 条 研究費の交付を受けた者は、研究費を対象研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

2 研究費の交付を受けた者は、対象研究の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第 8 条 研究費の交付を受けた者は、対象研究が完了したときは、速やかに特別研究費実績報告書（様式 2）を学長に提出するものとする。

(研究費の執行手続き)

第 9 条 研究費の執行手続きは、教員研究費予算の執行の手続きに準拠するものとする。

(研究成果の公表)

第 10 条 研究費の交付を受けた者は、紀要への掲載その他の方法で研究成果を公表するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。